

平成30年12月4日（火）

○議長（岡 弘悟君）順番13、3番 杉本君。

〔3番（杉本俊彦君）登壇〕

○3番（杉本俊彦君）ただ今、議長に指名いただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

全部で三つ質問いたします。

1と2は第2次橋本市長期総合計画書の37ページ、38ページに載っている内容についてであります。

将来のマスタープランにつながっていくと考えていますが、自分がその場にいるかいないかちょっとわからない状態ですが、具体的にどう考えているか、大きなエリアですが、市のスタンスを質問いたします。

1、第2次橋本市長期総合計画の拠点について。

第2次橋本市長期総合計画の中にあります市役所周辺の都市拠点と林間田園都市駅、御幸辻駅、橋本駅、高野口駅、隅田駅周辺を地域拠点として説明されていることについてお尋ねします。行政サービスや生活利便施設などの都市機能の集積を図る市役所周辺では、既にある行政サービス、生活利便施設以外に、今後10年間でどのような行政サービスや生活利便施設を考えていますか。また、生活サービス機能の向上を図る5箇所の地域拠点ではどのようなことを考えていますか。

2、地域公共交通網形成計画について。

コミュニティバス、デマンドタクシーの試験運行が予定の1年を超えました。さらに今年度末、すなわち来年3月まで検討される市内の全ての公共交通について、総合的に考えている市の公共交通網の説明を検討されている内容から、計画、さらに実施される内容も含め、よろしく申し上げます。

3番。救急搬送の受け入れについて。

救急搬送のたらい回しが以前から社会問題となっています。橋本市民病院は、橋本市はもちろん、近隣の市町村からも信頼されるべくこの問題に取り組んでいると思います。この第2次橋本市長期総合計画書の19ページの保健福祉対策の中にあるアンケート集計の結果から、救急医療体制の充実が一番関心あると、50.1%、407の方が取り上げていることに注目したので、関連して質問します。特に成果についてお願いします。

以上、三点よろしくお願いいいたします。

○議長（岡 弘悟君）3番 杉本君の質問項目1、長期総合計画の拠点に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（上田力也君）登壇〕

○総合政策部長（上田力也君）橋本市長期総合計画に位置づけられる拠点についてお答えします。

第2次橋本市長期総合計画では、本市がめざす都市の将来像として、都市の軸、都市を形成するゾーン、都市の拠点を示しており、交通の要衝としての優位性を生かし、定住促進、雇用の確保につながる企業誘致や都市機能と日常生活機能の集約及び自然災害などに対応できる都市基盤が整う都市づくりをめざすこととしています。

議員おただしの都市拠点及び地域拠点に対する今後10年間の行政サービスや生活機能サービスの向上に関する考えについては、橋本市役所本庁舎、保健福祉センター等の市の公共施設や橋本地方合同庁舎、橋本簡易裁判所、伊都総合庁舎、橋本警察署など、国県の官公庁舎と銀行や郵便局、病院、スーパーマーケ

ット、飲食店といった生活利便施設などが集積する都市の中心である橋本市役所周辺を都市拠点として位置づけています。

また、交通機能、住居、商業などの集積している橋本・高野口・隅田・御幸辻・林間田園都市の各駅と京奈和自動車道のインターチェンジ周辺を生活サービス機能の向上を図る地域拠点としてエリアを位置づけています。

いずれの拠点についても既に拠点としての要素を備えており、新たな行政サービスや生活利便機能を持った施設を整備しようとする計画ではありません。

地域拠点における生活サービス機能の向上に関しては、基本計画個別計画に施策の方針として記載しているように、まず交通機能については公共交通機関の事業者に対して、サービス向上や計画的・効率的な運行を図るよう促し、利用者の増加やニーズに応じた利用しやすい環境づくりに取り組むとしています。

商業に関しては、通勤等の主要駅となっているエリアにおける通勤者・通学者にとっての利便性の高い商業・サービス業が提供できるように、商業機能の充実を図るとしています。

住居においては、エリアに限定したものではありませんが、良質な住環境を維持するために、無秩序な市街地の拡散を抑制し、都市計画法やまちづくり条例に基づいた良好な住宅地の供給を促進することとしています。

以上のことを踏まえ、前期基本計画の計画期間において、各施策の展開を図りながら、地域拠点における生活サービス機能の向上を図ってまいります。

○議長（岡 弘悟君）3番 杉本君、再質問ありますか。

3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君）再質問を一つお願いします。

この計画書ですけれども、37ページにあります都市拠点のところなんですが、都市の中心としては行政サービスや生活利便施設などの都市機能の集積を図るエリアと書かれているんですが、集積を図るエリアということは、何か新しいものを集積するのかなと、この市役所周辺にですね。10年間ありますので、もしその辺がそういうふうなエリアとして設置しているのであれば、お聞かせいただければと、よろしく申し上げます。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）壇上のほうでもお答えしましたとおり、今現在、都市拠点ですね、ここにおいて新たな行政サービス機能を持ったそういう計画があるわけではありません。ございません。

○議長（岡 弘悟君）3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君）ありがとうございます。ないということをお聞きしたんで、橋本小学校の跡地とか何かあるのかなと思ったんですけども、それはないということだったんで、もうやめときます。

今の答弁で、都市拠点、地域拠点に対する各機能の向上に関する市の考えはわかりました。その上で、今後ますます進む人口減少、少子高齢化の中で、市民が本当に住みやすいまちであると実感できるまちの姿を示し、推進していく必要があると考えます。

第2次橋本市長期総合計画基本計画の施策項目13、土地利用、市街地景観に明記されている10年後の姿には、集約型のまちづくりを進めることで、子どもから高齢者まで安心して暮らせる都市の拠点を形成し、これらの拠点を公共交通で結ぶことで安全とにぎわいのある都市の構築が進んでいると書かれています。

また、施策の展開には都市活動でのさまざまなサービスを効果的に享受できるよう、都

市拠点及び地域拠点の集約的整備を検討すると書かれています。都市計画の基本方針である都市計画マスタープランが平成35年に見直しされると聞いていますが、その中で具体的な検討をぜひ進めていただきたい。そう願ってこの質問は終わります。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目2、地域公共交通網形成計画に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（小原秀紀君）登壇〕

○総務部長（小原秀紀君）地域公共交通網形成計画についてお答えします。

本市の公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえ、機能を持続させることを目的に平成28年3月に橋本市地域公共交通網形成計画という総合計画を策定いたしました。

橋本市はその総合計画の目的である交通ネットワークの利便性及び効率性を向上させつつ、将来的に持続可能な公共交通網を再構築するための一つの取り組みとして、コミュニティバスルートの短縮による利便性や道路狭隘な箇所や利用者が少ないバス停が連続する地域について、使い勝手等を検証することを目的に平成29年12月より予約型デマンドタクシーを導入したところです。

現在、このコミバスのルート短縮やタクシー車両を使った予約型デマンド交通の実績とあわせ、地域懇談会や乗降調査などの意見を反映した当面の具体的な個別計画として、平成30年度末までの再編実施計画策定に向け取り組んでいるところです。

この再編実施計画の内容については、さきの9月議会定例会において7番議員の一般質問でもお答えしていますが、平成29年3月に廃線となった和歌山バス那賀の高野口と橋本駅を結ぶ国道24号を走行する東西幹線の実現や路線バスとコミュニティバスとの運行競合

の解消並びに長大なコミュニティバスのルート短縮や運行本数の充実をめざしています。また、デマンド交通については、運行区域の拡大とともに、運行日数や運行本数の増をめざしています。

具体的なルートやダイヤについては、今後、交通事業者や関係機関との協議を進め、法定協議会である橋本市生活交通ネットワーク協議会での審議を経る必要がありますが、現在、事務局での再編案としては、懇談会や乗降調査等の意見をもとに利用目的を精査し、目的地に優先順位を考慮したルート設定を考えています。これにより、今までのような保健福祉センターを発着点としたようなループではなく、例えば、保健福祉センターからあやの台行きなど、行先を明確としたルートとしています。また、デマンド交通においても、コミュニティバスと同様、ルートの優先順位をつけ、鉄道や路線バス、コミュニティバスに乗り継ぎすることで、移動の範囲が広がるよう検討しています。

おただしの市内全ての公共交通網についてですが、橋本市は県の北東に位置し、東は奈良県、北は大阪府と接し、古くから交通の要衝として栄えてきました。現在も国道24号と国道371号が交わり、長距離輸送・大量輸送を担う南北を結ぶ南海鉄道高野線、東西を結ぶJR和歌山線が交わり、多くの通勤客や観光客が利用しています。また、この鉄道につながる民間路線バスが北部地域を中心に運行されるとともに、コミュニティバス、デマンド交通、タクシーが運行され、市民の足として利用されています。

しかしながら、ご存じのように現在は民間バス路線とコミュニティバス等の競合区間があり、また公共交通の空白地域も存在しています。

このことから、市では先ほどご説明した橋

本市地域公共交通網形成計画に基づき、受益者負担と乗り継ぎは必要となりますが、橋本市民のみならず、橋本市に来市するビジネスマン、観光客等を含め全ての方が、自家用車以外の手段である一定の市内移動を可能とする公共交通網を末永く維持できるよう取り組んでいきたいと考えています。

また、20番議員のおおただしにもありましたように、現在、市内では南海鉄道高野線だけが交通系ICカードが利用できますが、2020年4月からはJR和歌山線、南海りんかんバス路線と合わせ、コミュニティバスでもこのICカードが利用できるよう取り組んでいるところです。

○議長（岡 弘悟君）3番 杉本君、再質問ありますか。

3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君）本市は、和歌山県内の自治体では初めての地域公共交通網形成計画が策定されています。唯一の自治体であります。今まで、住民の便利さより事業者の利益を考慮し過ぎていた面が私には感じられます。

例えば、林間田園都市駅に行く場合は、離れたコミバスの停留所からわざわざ歩いて林間田園都市駅まで行かなければなりません。本来、普通に考えて、りんかんバスがとまるのであれば、りんかん駅のバス停とわざわざ違う離れたところに乗客をおろす必要があるのでしょうか。鉄道や路線バス、コミュニティバスに乗り継ぎすることで移動の範囲が広がるように検討していると言われますが、ぜひ広げてください。もう検討する時間は過ぎたと思っています。ぜひ再編実施計画の中で実施してください。

再質問なんですけど、空白地域が出る場所に住んでいる人は人口の何%ぐらいになりますか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）空白地域の人口ですけれども、公共交通網形成計画での位置づけで、公共交通のサービス圏というのを設置しておりまして、それ以外の人口で言いますと約1万2,000人、率で19%となっております。

○議長（岡 弘悟君）3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君）済みません、後先ちょっと反対になってしまいましたんですけども、質問、コミバス停留所間隔ですが、地域にあわせた停留所かと思いますが、高齢者の方が買い物の荷物を持って歩ける距離を基準としてほしいと思います。市は何mくらいを考えていますか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）地域公共交通網形成計画のほうで公共交通サービス圏域というのを設定しておりますけれども、それにつきましては鉄道駅から600m。それと、民間路線バス、コミバスのバス停からは300mカバーというようなことでしておりますので、これを基準に考えますと、バス停間が大体600mぐらいになるかと思います。ただし、そのバス停の状況ですね、道路の幅員ですとか勾配ですとか、民間の状況もありますので、そういったことを考慮してバス停のほうは設置しております。

それと、今回の再編実施計画のほうで交通規制というふうな関係もあるんですけども、フリー乗降できる区間についても検討を進めているところです。

○議長（岡 弘悟君）3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君）ありがとうございます。いろいろもう決まっているみたいなんですけれども、実はこれ聞きにくかったんですけども、ちょっと聞いておきます。

実はコミバスなんですけれども、住民からは乗っていないとかよく言われるんですけど、きのう、私乗ったんですけども、私のとき

は8人乗っていました。その1本だけで8人なので、人数にしたらごっついぎょうさんの人が乗ったと私は感じました。ですが、このコミバスというのはいずれ撤退ラインを決めておかないといけないと思っております。もし乗客が1日に何人以下になったらやめるのか。利用者がいないのに続けるつもりなのかというのだけを、これも法律で決まっておると思うんですけども、お尋ねいたします。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）やめる撤退ラインというのは特に設定はしておらないんですけども、先ほど来からの交通網形成計画、こちらのほうで行政が運行する路線等の基準の明確ということで、これに取り組むこととしておりますので、来年度実施予定の地域公共交通網の再編におきましては、こういった運行継続基準を明確にしてコミュニティバス及びデマンドタクシーの見直しを行いたいというふうに考えております。

具体的な数値については今後検討ということになっておりますけども、こういった運行継続基準を示すことで、地域の皆様にそういった公共交通の運行に関心を持っていただける、あるいは継続していくための積極的な利用というふうなことも、あわせて取り組みも考えられるというふうなことでございます。その上で基準に満たない場合は廃止というふうなことも、将来は出てくるかというふうに考えています。

○議長（岡 弘悟君）3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君）撤退は困りますので、そのときには先ほどの19番議員のような形で、ぜひともたくさんの方が乗ってもらえるように誘導していただければと考えております。

人が乗らない日の分のお金ですけども、それがもらえる方法として、乗っていなくてもお金がもらえる方法として定期券だとか、応

援券だとか、協賛券だとか、広告料とか、ふるさと納税というものがあると考えられますが、ぜひ続けられるようにしてください。

それと、今、新しいシステムで、コミバスがグーグルマップに検索したときに載るようになりました。市役所の職員の方がエクセルに入力して、ほんで、許可さえ市がおろせば、グーグルマップに、例えば、胡麻生のバス停、ここから胡麻生のバス停とやれば、南海バスもあります。コミュニティバスやったら何時のコミュニティバスが出て、何時に胡麻生に着くかというのがわかるようになっている時代です。例えば、それが東京におっても、新幹線何時のに乗って、新大阪何時の御堂筋線でなんばに来て、なんばから南海高野線で林間に着いて、林間からもしかしたら北ルートでコミュニティバスに乗ったら御幸辻でおりたら行けるとか、そこまでいけるようになってきておると聞きました。

岐阜県の中津川市がそれをやっているようです。ぜひ交通ルートがわかるようになれば、物すごくメリットがあるかということ、自分自身がうれしいだけの話かもしれないんですが、今、まだ日本では中津川市だけやというふうな感じでやっているんですけども、一度、中津川市に外国人の方が来て、「えっ」とみんながびっくりしたという話を耳づてで聞いたんですよ。だから、何がどうなるかはわからないんですが、職員の人でもできるというふうに聞いていますので、許可は市が出さなアカンと思うんですけども、それを一度やっていただいたら、コミュニティバスが世界のネットに載るというふうに、物すごいええなというふうに思いましたので、ぜひお試ください。答弁、お願いします。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）今のご質問についてはちょっと具体的にはまだ検討はしており

ませんけれども、そういった先例の自治体等も参考にして検討していきたいというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目3、救急搬送の受け入れに対する答弁を求めます。

市民病院事務局長。

〔病院事務局長（小林久義君）登壇〕

○病院事務局長（小林久義君）それでは、救急搬送の受け入れについてお答えします。

橋本市民病院への救急車による搬送は、橋本市消防、伊都消防、五條市消防からの搬送が主なものとなります。救急搬送の合計件数は、平成27年度が2,316件、一月平均にしますと193件です。平成28年度が2,221件、一月平均にしますと185件です。29年度が2,317件、一月平均にしますと193件で、平成30年度9月までの上半期でいきますと1,230件ということで、一月平均は205件と増加傾向にあります。

救急の受け入れには他の救急の対応中などのために、どうしても受け入れができないケースもありますが、市民病院では可能な限り救急の受け入れができるようにさまざまな取り組みを行っています。

例えば、救急断り症例を精査しまして、必要に応じて、病院長が各医師のヒアリングを実施し、救急受け入れ態勢の意識啓発を促し、病院事業管理者、病院長、院長代理が第三控えの待機を行って、救急医師をバックアップするフォロー体制をとるなどの取り組みを実施しています。

その結果、救急断り件数が平成28年度以前と比較すると約半数となります。今年度もこの水準を維持しております。救急断り件数については、平成27年度が年間514件、一月平均で43件でございました。平成28年度が635件、一月平均53件でございました。平成29年度が288件、一月平均で24件と激減しました。また、平成30年度は10月までで147件、一月平均で21

件となっております。

議員おただしの橋本市長期総合計画では、保健・福祉対策についての市民意識調査におきまして、救急医療体制の充実が50.1%、先ほどもございましたが、最も市民要望が高く、今後とも消防との連携を密にとりながら、市民のニーズに応えるよう、救急患者の積極的な受け入れに努めてまいります。

○議長（岡 弘悟君）3番 杉本君、再質問ありますか。

3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君）ありがとうございます。実は、私の配偶者が看護師をやっております、去年、「うわさやけど、市民病院って物すごい救急の患者、断れへんようになったらしいで」といううわさが流れてきたと。何でやる何でやると言うたんで、ちょっと興味を持って調べておりました。だから、どういふことでそうになっているのかなという原因とかは全然、当時わからなくてこの質問を考えておったんですけども、いろんな形で病院のほうで努力しておるんだなというのが数字でわかりました。

そのとき、今年、28年、29年、30年度のこのグラフをいただいたんですけども、これをアップしたいんでちょっとお願いします。

このグラフなんですけれども、4区分に分かれているんです。最初は全然分かれていなかったんですけども、4区分に分かれているんで、これちょっと意味がわからないんで、説明をお願いしたいんですけども。

○議長（岡 弘悟君）市民病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）まず、そのこの区分の1というものがございまして、これは病院の中で救急患者があふれているという状況でお断りしたと、これはやむを得ない事情という部分があるんですけども、2のほうは、専門外とか、そういったところで断ったと。

それから、3の区分につきましては、これは三次救急をやっておりませんので、三次的な患者さんがもし応召されたというときには、その3の区分に入る。これも一時的に見れることはできないかという議論もしているんですけど、なかなか難しい部分もあるんですが、4の区分はその他ということで包括されておりますが、当院では3の区分を減らそうということで努力はしているんですが、去年度は大分減ったんですが、今年もそういう減った状況が維持できている状況でございます。

先ほど申しました管理者等が待機という形で取り組んでおるのは、その1の区分を減らそうということで対応しているところでございます。

○議長（岡 弘悟君）3番 杉本君。

○3番(杉本俊彦君)よくわかりましたので、これで一般質問を終わります。

○議長（岡 弘悟君）3番 杉本君の一般質問は終わりました。

---

○議長（岡 弘悟君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会し、明12月5日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

（午後4時16分 延会）